

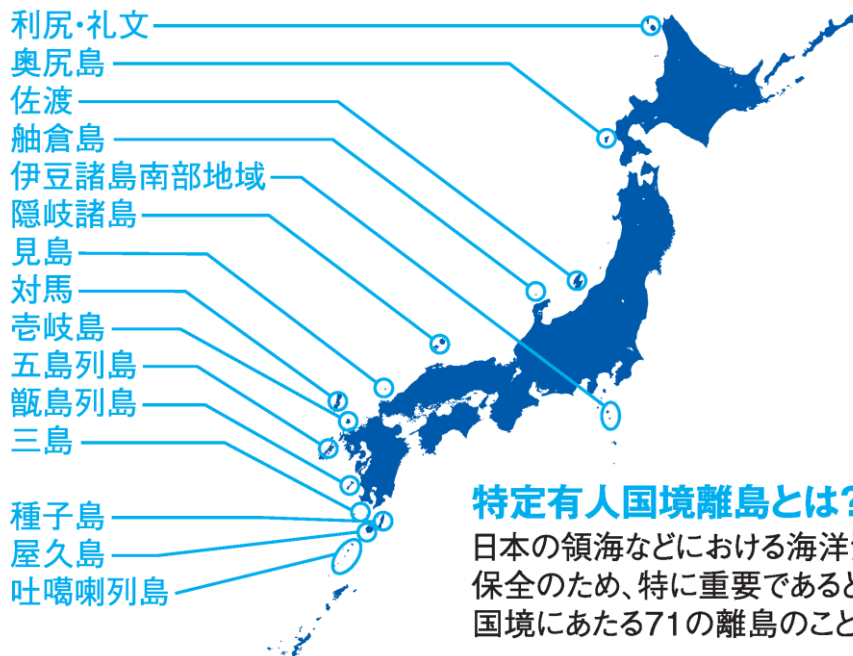
平成30年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

－ 雇用機会拡充支援事業 －

第2回公募要領

特定有人国境離島



特定有人国境離島とは？

日本の領海などにおける海洋活動の
保全のため、特に重要であるとされる
国境にあたる71の離島のこと

特定有人国境離島地域*における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

平成30年6月 長崎県五島市

目 次

1. 事業目的	・ ・ ・ ・ 2
2. 募集期間	・ ・ ・ ・ 2
3. 補助対象者	・ ・ ・ ・ 2
4. 事業の実施要件	・ ・ ・ ・ 3
5. 雇用に関する要件	・ ・ ・ ・ 4
6. 事業計画期間	・ ・ ・ ・ 5
7. 補助対象経費	・ ・ ・ ・ 6
8. 補助対象事業費の上限額	・ ・ ・ ・ 6
9. 事業計画書の作成	・ ・ ・ ・ 7
10. 審査選定	・ ・ ・ ・ 7
11. 事業実績報告書の作成	・ ・ ・ ・ 9
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・ ・ 10
13. 応募手続き	・ ・ ・ 10
14. 申請者情報の管理	・ ・ ・ 11
15. 公募スケジュール	・ ・ ・ 12
別表 雇用機会拡充支援事業の対象経費	・ ・ ・ ・ 13
提出必要書類	・ ・ ・ ・ 15
様式第1号雇用機会拡充支援事業計画採択申請書	・ ・ ・ 17
様式第2号雇用機会拡充支援事業計画書	・ ・ ・ ・ 18
様式第2号 // 記載例	・ ・ ・ ・ 24
様式第3号雇用機会拡充支援事業収支予算書	・ ・ ・ ・ 29
別紙様式2暴力団等排除に関する誓約書	・ ・ ・ ・ 31
様式第8号雇用機会拡充支援事業実績報告内訳書	・ ・ ・ 33

1. 事業目的

雇用機会拡充支援事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で71の離島が指定されています。

2. 募集期間

平成30年6月25日(月)～7月31日(火)17時

※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

※ 事業計画作成にかかる専門家（内閣府：特定有人国境離島地域プロジェクト推進アドバイザー）による個別相談会を以下のとおり開催します。

個別相談会は予約制になりますので、ご希望の方は事前に五島市商工雇用政策課（連絡先、P11）にお申し込みください。

日時：7月17日（火）13：00～18：00、7月18日（水）9：00～17：00

場所：市役所3階第3委員会室

3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 五島市内において創業する者（事業を承継する者を含む。）
- ② 五島市内の事業所において事業拡大を行う者
- ③ 主として五島市内の商品、サービス等の販売を目的として五島市以外の地域において創業する者

雇用機会拡充支援事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは、

- ・ 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

事業拡大とは、

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

4. 事業の実施要件

雇用機会拡充支援事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。
 - イ) 創業の場合、事業実施後、概ね3年以内に従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる
 - ロ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる
 - ハ) 五島市以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある五島市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

（留意事項）

- ・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政か

らの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。

- ・ 交付決定日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。
- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

5. 雇用に関する要件

雇用機会拡充支援事業は、五島市における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行います。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員を新たに雇用[※]し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。(所定労働時間が週 20 時間以上の常用雇用者[※]を雇用人数の最小単位として計算してください。これ未満の雇用者は、1 名とカウントしません。)

※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

- ② 五島市に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
- ④ 交付決定日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充支援事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりませんのでご注意ください。

6. 事業計画期間

雇用機会拡充支援事業（平成30年度第2回公募分）の事業計画期間は、交付決定日（10月1日）から平成31年3月31日までの期間です。補助金交付を受ける期間の事業計画（※様式第2号、P18）を提出下さい。

ただし、五島市では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で5年間（交付決定日から最長平成35年3月31日まで）の計画期間での事業計画の申請を受け付けることとしています。なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

※ 五島市が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

- ①有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例：島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致する事業。
- ②島内の経済及び雇用を特に拡大させる効果がある事業または「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」が目指す方向性に合致し、数値目標、KPIの達成に大きく寄与すると認められる事業。

※雇用要件：複数年申請期間中、新たに雇用する従業員が6人以上の事業であること。

複数年申請の場合、2年目以降の補助金申請において、事業実施者による事業が次に掲げる事由に該当する場合には、補助金の交付ができません。

- ①事業者の事業所全体における雇用者数が、前年度における補助金交付決定日における雇用者数を下回っている場合
- ②補助対象経費として計上している人件費による雇用以外に雇用創出効果が見込まれない場合
- ③交付対象事業の事業実施年度の12月末日が属する年における当該事業による収入額（補助金収入を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と参入できる経費をいう。）を上回って黒字となる場合

7. 補助対象経費

雇用機会拡充支援事業の補助対象経費は、別表（P13）のとおりです。**補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。**また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定して下さい。
- ② **交付決定日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。**
- ③ **単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。**
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、**事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。**
- ⑤ **短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応して下さい。**
- ⑥ **国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。**

8. 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は、下表の左欄の区分毎に応じ、右欄の額となります。**事業実施者は、補助対象事業費の4分の1以上の額（下表の括弧内の額）は自己負担する必要がありますので、ご注意ください。**

区 分	補助対象事業費の上限額
創 業	600 万円（150 万円）
事業拡大	1,600 万円（400 万円）
設備投資を伴わない事業拡大※	1,200 万円（300 万円）

※設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

9. 事業計画書の作成

事業実施者は、五島市雇用機会拡充支援事業計画書（様式第2号、P18）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出してください。

（1）業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後3年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

（2）長崎県計画との整合

長崎県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第4条に規定する国の基本方針に基づき、同法第10条に規定する長崎県計画を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載されますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について、事業計画書に記載する必要があります。長崎県計画については、市ホームページに掲載しています。

10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（13. 応募手続き参照）の申請を受けて、「4. 事業の実施要件」「5. 雇用に関する要件」に関する適合性について書面審査を行ったうえで、五島市において審査委員会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に、市長が事業採択を行います。審査は、以下の観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。

また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

3人以上の常用雇用がなされる事業を優先的に採択することとしますが、これ以外であっても、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があるようなものについても採択します。

② 事業性、成長性、継続性の判断

- イ) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。
- ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。
- ハ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

- イ) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること
（代表的な例：島を代表する产品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの）
- ロ) 島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること
- ハ) 五島市以外の地域から事業所を移転して行う事業、五島市以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること
- ニ) 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。
自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に
調達が見込まれていることが必要です。(※雇用機会拡充支援事業に採択された場
合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払いにな
ります。)

事業計画書の「2 事業内容」の資金計画の補助金交付相当額の手当方法につ
いては確実に記載してください。

《留意事項》

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合
致しない以下のような事業については採択しないこととしておりますので、申請
に当たってはご注意ください。

- イ) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の
更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大
と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- ロ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業
であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないも
の
- ハ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- ニ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成
金、業務委託等によって業務を行う事業
- ホ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

1 1. 事業実績報告の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間（これより長い計画期間
で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況につ
いて事業実績報告内訳書（様式第8号、P33）に記載し、報告する必要があります。

12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子（低利）融資（最長5年間（元金据え置きあり）、融資上限額7200万円）が受けられる可能性があります。五島市内で本制度を活用できる金融機関は、以下のとおりですので、ご利用を検討される方はお問い合わせください。

- ・（株）十八銀行 ・（株）親和銀行 ・ごとう農業協同組合
- ・福江信用組合 ・長崎県信用漁業協同組合連合会

13. 応募手続き

雇用機会拡充支援事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

（1）提出書類

- ・P15【提出必要書類】を参照ください。
- ・様式については、五島市ホームページに掲載しています。

※五島市ホームページ＞事業＞仕事・経営＞国境離島新法（雇用拡充事業・輸送支援事業）

（2）提出先

提出先は、事業内容に応じて以下の所管課が対応します。

所管課が不明な場合は、商工雇用政策課へお問い合わせください。

部名	所管課・係	連絡先
地域振興部	商工雇用政策課（雇用・起業促進班）	0959-72-7862
	観光物産課（観光物産班）	0959-74-0811
	再生可能エネルギー推進室	0959-88-9503
農林水産部	農業振興課（農務班）	0959-72-7816
	農林整備課（耕地・森林班）	0959-88-9533
	水産課（水産振興班）	0959-72-7869

（3）提出方法

各所管課に提出ください。（郵送可、締切日必着）

1 4. 申請者情報の管理

本事業への応募に係る提出書類により、五島市が取得した申請者の情報については、補助事業者による審査選定、事業管理以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、長崎県も審査選定、事業管理において、本事業に関与し、申請者の情報を共有します。

○問い合わせ先

募集に関するお問い合わせ

五島市商工雇用政策課（雇用・起業促進班）

電話番号：0959-72-7862 F A X：0959-74-1994

メールアドレス：shoukou@city.goto.lg.jp

15. 公募スケジュール

事業計画の募集から事業開始までの流れ

時 期	五島市	事業者
平成 30 年 6 月 25 日	事業計画公募開始	
		← 質問・相談
7 月 17 日 ～ 7 月 18 日	補助事業にかかる個別相談会（専門アドバイザーによる）	
	↓	← 事業計画等の提出
7 月 31 日	募集〆切	
8 月上旬	事業計画事前審査	
～	～	
8 月下旬	審査委員会開催 ←	→ 事業内容プレゼン
9 月下旬	事業者の決定（採択結果通知）	
10 月 1 日 （予定）	交付決定 ←	→ 交付申請
		事業開始
～		↓
平成 31 年 3 月 31 日		事業完了
事業完了後 20 日以内もしくは 4 月 3 日のいずれか 早い日	実績報告内容検査 ←	→ 事業実績報告書提出
4 月 2 日	額の確定通知	
4 月中旬 （予定）	補助金支払 ←	→ 補助金請求

別表 雇用機会拡充支援事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	・ 創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・ 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・ 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。 注）売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。
改修費	・ 事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外
広告宣伝費	・ 広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・ 商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	・ 創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	・ 創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。） ・ 創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。）

	・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 注) 代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。
研究開発費	・商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
島外からの事業所移転費	・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費
従業員の教育訓練経費	・従業員の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） 注) 求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。

【提出必要書類】

申 請 書 類		部数
1	雇用機会拡充支援事業計画採択申請書（様式第 1 号）	1 部
2	雇用機会拡充支援事業計画書（様式第 2 号）	1 部
3	雇用機会拡充支援事業収支予算書（様式第 3 号） ※追加様式（様式第 3 号における補助対象外事業費の支出内訳記載用）…必要に応じて提出して下さい。	1 部
4	上記 1 ～ 3 を記録した電子データ	1 式

添 付 書 類		部数
創 業	○住民票 ○開業届（写し）又は履歴事項全部証明書 （交付決定後に提出して下さい。） ○その他必要な書類 ・ 補助対象経費に係る見積書等 ・ 事業計画補足資料（任意様式） ・ 改修する箇所の状況が確認できる写真（改修費を補助対象経費とする場合に限る。） ・ 市税等を滞納していないことを証する書類 ・ 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式 2）	各 1 部
事 業 拡 大	【個人事業主の場合】 ○住民票 ○直近の確定申告書一式（写し）（税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は、申告書控え一式） ○その他必要な書類 ・ 補助対象経費に係る見積書等 ・ 事業計画補足資料（任意様式） ・ 改修する箇所の状況が確認できる写真（改修費を補助対象経費とする場合に限る。） ・ 市税等を滞納していないことを証する書類 ・ 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式 2）	各 1 部

事業拡大	【法人の場合】 ○定款 ○履歴事項全部証明書 ○直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書） ○直近の事業報告書、貸借対照表（NP0 等の場合） ○その他必要な書類 ・ 補助対象経費に係る見積書等 ・ 事業計画補足資料（任意様式） ・ 改修する箇所の状況が確認できる写真（改修費を補助対象経費とする場合に限る。） ・ 市税等を滞納していないことを証する書類 ・ 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式 2）	各 1 部
------	---	-------

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

五島市長

申請者 住 所
氏 名

印

平成 3 0 年度雇用機会拡充支援事業計画採択申請書

平成 3 0 年度において雇用機会拡充支援事業を実施したいので、五島市雇用機会拡充支援事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 雇用機会拡充支援事業計画書（様式第 2 号）
- 2 雇用機会拡充支援事業収支予算書（様式第 3 号）
- 3 その他必要な書類

五島市雇用機会拡充支援事業計画書

1 申請者

①申請者概要

ふりがな 氏 名 (代表者氏名)		性別 ☐ 男 ☐ 女	生年月日 (年齢)	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 (歳)
会社名			区分	☐ 1. 法人 ☐ 2. 個人
連絡先住所等	〒 ー		現在の職業	☐ 1. 会社役員 ☐ 2. 個人事業主 ☐ 3. 会社員 ☐ 4. 専業主婦・主夫 ☐ 5. パートタイマー・アルバイト ☐ 6. 学生 ☐ 7. その他 ()
	TEL			
	FAX			
	E-mail			
現在の事業概要 (既に事業を営んでいる場合)	・現在の事業形態 ☐ 株式会社、 ☐ 合同会社、 ☐ 合資会社、 ☐ 合名会社、 ☐ 一般社団法人・財団法人、 ☐ 特定非営利活動法人、 ☐ 協同組合、 ☐ その他 ・現事業の年数 年 ・申請 ☐ 初回申請 ☐ 複数年申請 (年目)、初年度採択日 平成 年 月 日 ・現事業の内容			
職 歴	☐ 昭・ ☐ 平 年 月			
	☐ 昭・ ☐ 平 年 月			

②実施形態

事業開始日	平成 年 月 日				
開業・法人設立日 (予定日)	平成 年 月 日				
申請区分	☐ 1. 創業 ☐ 2. 事業拡大 ☐ 3. 事業拡大(設備投資を伴わない) ☐ 4. 五島市以外の地域での創業				
事業実施地 (予定地)	〒 ー		事業 形態	☐ 1. 個人創業 ↳ ☐ 補助事業期間中の 法人化も検討している ☐ 2. 会社設立 ↳ ☐ 2-1 株式会社 ☐ 2-2 合名会社 ☐ 2-3 合資会社 ☐ 2-4 合同会社 ☐ 3. 事業承継 ↳ ☐ 3-1 個人承継 ☐ 3-2 法人承継 ☐ 4. 事業拡大 ↳ ☐ 4-1 規模・能力拡大 ☐ 4-2 新事業進出	
産業分類 ※経済センサスの 事業分類による					
資本金又は 出資金	千円				
株主又は 出資者数	名				
役 員 ・ 従業員数 ※従業員等の区分は 別添による	合 計	名	内 訳	①個人事業主 名	⑤正社員・正職員以外 (事業拡大する部署の従業員 名)
②無給の家族従業者： (事業拡大する部署の従業者 名)				⑥臨時雇用者 名 (事業拡大する部署の従業者 名)	
③有給役員 名				⑦派遣従業者名 名 (事業拡大する部署の従業者 名)	
④正社員・正職員 (事業拡大する部署の従業者 名)					

2 事業内容

①事業名

②事業概要等（事業拡大の場合、既存事業と新たに拡大する事業の区別が明確になるように記載して下さい。）

ア) 事業概要

イ) 動機

ウ) 事業性

エ) 成長性

オ) 継続性

カ) 事業効果

③雇用創出 人数	事業開始後、新たに勤務する人数を記載してください。	④雇用開始 日 (1年間のうちに雇用する予定のある者全てについて記載してください。)	⑤事業計画 期間	年 月 日
	うち、新たに週20時間以上勤務する常用雇用人数を記載してください。			年 月 日

⑥長崎県計画との整合性

⑦事業計画期間全体に係る資金計画

(単位：千円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設 備 資 金			自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先)	
			うち、特定有人国境離島地域事業活動支援 利子補給金	
			その他(本事業の売上金、親族からの借入金等)	
	設備資金の合計			
運 転 資 金			◎交付金申請額 (内訳)	
			(1) 設 備 費 : 円 (2) 改 修 費 : 円 (3) 広 告 宣 伝 費 : 円 (4) 店 舗 等 借 入 費 : 円 (5) 人 件 費 : 円 (6) 研 究 開 発 費 : 円 (7) 島外からの事業所移転費 : 円 (8) 従業員の教育訓練経費 : 円	
	運転資金の合計			
合 計			合 計	

【金融機関からの外部資金の調達見込みについて】

- ☐ 既に調達済み
☐ 補助事業期間中に調達見込みがある
☐ 将来的に調達見込みがある

☐ 特定有人国境離島地域事業活動支援
利子補給金の利子助成制度を利用(予定)

(千円)

補助金交付希望相当額の手当方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金 調達先 :	
調達先 :	
その他(調達先 :)	

⑧業績評価指標

事業の実施にあたって以下のいずれかの業績評価指標を設定してください。

- ☐ 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
☐ 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
☐ 売上高

⑨事業スケジュール

（申請に係る事業計画が1年間であっても3年間（これを超える場合には5年間）の計画を策定して下さい。）

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	
2 年目	
3 年目	
4 年目	
5 年目	

⑩業績評価指標の達成計画

		直近年 (年 月～ 年 月期)	1 年目 (年 月～ 年 月期)	2 年目 (年 月～ 年 月期)	3 年目 (年 月～ 年 月期)	4 年目 (年 月～ 年 月期)	5 年目 (年 月～ 年 月期)
売上高		千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益							
経常利益							
人件費							
減価償却費							
付加価値額							
設備投資額							
従業員数		人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
うち 雇用創 出人数	20 時間 以上	—	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
	20 時間 未満	—	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)

3 当該年度に係る経費明細表

(単位：円)

費 目	補助対象経費		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費			
(2) 改修費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費			
(6) 研究開発費			
(7) 島外からの事業所移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合計			

4 他の補助金等の利用状況 (該当案件がある場合のみ記載)

< 国の補助金 1 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	平成 年 月

< 都道府県・市町村の補助金 1 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	平成 年 月

< 国の補助金 2 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	平成 年 月

< 都道府県・市町村の補助金 2 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	平成 年 月

従業員の区分について

従業員とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業員に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とする。

☐ 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

☐ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

☐ 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

☐ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

○正社員・正職員：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

○正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

☐ 臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

☐ 派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

事業分類について

総務省の経済センサスの産業分類一覧をご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/bunrui.htm>

五島市雇用機会拡充支援事業計画書（記載例）

1 申請者

①申請者概要

ふりがな 氏 名 (代表者氏名)	ごとう たろう 五島 太郎	性別	☒ 男 ☐ 女	生年月日 (年齢)	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 ○○年 8 月 1 日 (△△歳)
会社名	〇〇〇株式会社			区分	☒ 1. 法人 ☐ 2. 個人
連絡先住所等	〒〇〇〇-〇〇〇〇 五島市〇〇町△△番地			現在の職業	☒ 1. 会社役員 ☐ 2. 個人事業主 ☐ 3. 会社員 ☐ 4. 専業主婦・主夫 ☐ 5. パートタイマー・アルバイト ☐ 6. 学生 ☐ 7. その他 ()
	TEL				
	FAX				
	E-mail				
現在の事業概要 (既に事業を営んでいる場合)	・現在の事業形態 ☒ 株式会社、 ☐ 合同会社、合資会社、合名会社、 ☐ 一般社団法人・財団法人、 ☐ 特定非営利活動法人、 ☐ 協同組合、 ☐ その他 ・現事業の年数 年 ・申請 ☒ 初回申請 ☐ 複数年申請 (年目)、初年度採択日 平成 年 月 日 ・現事業の内容 水産物の加工販売				
職 歴	□昭・ ☒ 平△年○月		代表取締役就任		
	□昭・□平 年 月				

②実施形態

事業開始日	平成 3 0 年 〇 月 〇 日						
開業・法人設立日 (予定日)	平成 ○ ○ 年 〇 月 △ 日						
申請区分	☐ 1. 創業 ☒ 2. 事業拡大 ☐ 3. 事業拡大 (設備投資を伴わない) ☐ 4. 五島市以外の地域での創業						
事業実施地 (予定地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 五島市△町■番地		事業 形態	☐ 1. 個人創業 ↳ ☐ 補助事業期間中の 法人化も検討している ☐ 2. 会社設立 ↳ ☐ 2-1 株式会社 ☐ 2-2 合名会社 ☐ 2-3 合資会社 ☐ 2-4 合同会社 ☐ 3. 事業承継 ↳ ☐ 3-1 個人承継 ☐ 3-2 法人承継 ☒ 4. 事業拡大 ↳ ☒ 4-1 規模・能力拡大 ☐ 4-2 新事業進出			
産業分類 ※経済センサの 事業分類による	(例) 食料品製造業						
	(例) 水産食料品製造業						
資本金又は 出資金	〇〇〇〇千円						
株主又は 出資者数	〇名						
役 員 ・ 従業員数 ※従業員等の区分は 別添による	合 計	1 0 名	内 訳	①個人事業主	名	⑤正社員・正職員以外 (事業拡大する部署の従業員)	1 名 (名)
				②無給の家族従業員： (事業拡大する部署の従業員)	名 (名)	⑥臨時雇用者	2 名 (名)
				③有給役員	2 名	⑦派遣従業員名	名 (名)
				④正社員・正職員 (事業拡大する部署の従業員)	5 名 (3 名)		

2 事業内容

①事業名 ○事業（創業または事業拡大）の内容や目標がイメージできるようなタイトルを記入してください。

※次の のポイント等に留意して、記入してください。

※記載欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加してください

ア) 事業概要

○事業（創業または事業拡大）の概要について記入してください。

- ・ 誰に対して、どのような商品、サービス等を、どこで、どのような方法で提供し、収益を得る事業なのか、商品・サービスの特徴（競合他社との差別化、セールスポイント）や自社の強み（独自のノウハウや技術、経験）などを踏まえて記入してください。
- ・ 事業実施にあたって必要となる各種許認可、資格等があればその旨記入してください。（既に取得している、または今後取得予定のもの）

※専門用語については、一般化して文言を変更したり、注釈を入れて説明すること。

イ) 動機

○事業実施に至るまでの背景、経営理念等について記入してください。

- ・当該事業を始めたい理由や背景（地域課題や社会的ニーズなど）、また、当該事業を通して何を
実現したいのかを記入してください。

ウ) 事業性

○必要な売上・収益を確保し、継続していける事業であるかどうか、次のような内容を分かりやすく記入してください。

- ・ターゲットとする顧客や市場は明確か。(市場調査の状況…対象となる市場や顧客にはどのようなニーズがあり、今回の商品やサービスがいかにニーズにマッチしているかを説明)
- ・販売先等の事業パートナーが明確か。(商品やサービスの販売先等について説明)
- ・当該事業初年度(1年目)の売上予測。(根拠となる数値[単価、人数等]を説明)

※統計データ、調査データなど具体的な数値を使って説明すること。 など

工) 成長性

○ターゲットとなる市場が拡大していく可能性があるか。また、今後、当該事業をどのように伸ばしていくのか、具体的な取組（事業プラン）について記入してください。

才) 継続性

○補助金による経費負担がなくなっても、当該事業において収益、必要な確保し、自立継続的に運営していくための取組（事業プラン）について、次のような内容を踏まえて記入してください。

- ・現状で想定できるリスクの洗い出し、対応策など。
- ・当該事業２年目、３年目の売上げ予測。（根拠となる数値〔単価、人数等〕を説明）
- ・どのようにして必要な人材を確保するのか。（人材確保対策〔UI ターン者の活用等〕、人材確保の目途等を説明）

力) 事業効果

○当該事業を実施することにより、期待される効果（当該事業による地域課題の解決、地域経済の拡大、雇用創出効果など）について記入してください。

③雇用創出 人数	事業開始後、新たに勤務する人 数を記載してください。	④雇用開始 日 (1年間のうち に雇用する予定 のある者全てに ついて記載して ください。	○臨時雇用 ・30年12月1日 ○常用雇用(正社員) ・30年10月1日 ・30年10月1日 ・30年11月1日	⑤事業計画 期間	平成30年10月1日 ～ 平成31年3月31日
	4名 うち、新たに週20時間以上勤務 する常用雇用人数を記載してく ださい。 3名				

⑥長崎県計画との整合性

(例) 長崎県計画の五島列島地域「民間事業者等の創業・事業拡大等の促進」中、地域資源を活かした島外需要の取り込みに該当し、良質で安定した雇用の場を創出する事業である。

⑦事業計画期間全体に係る資金計画

(単位：千円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設 備 資 金	〇〇設備	△△△	自己資金	▲▲▲
	倉庫改修費	□□□	金融機関からの借入金 (調達先) ◇◇銀行	■ ■ ■
			うち、特定有人国境離島地域事業活動支援 利子補給金	
	設備資金の合計	× × × ×	その他(本事業の売上金、親族からの借入金等) 売上金	◆ ◆ ◆
運 転 資 金	人件費	△△△	◎交付金申請額 (内訳) (1)設 備 費： ▲▲▲円 (2)改 修 費： ■■■円 (3)広 告 宣 伝 費： × × × 円 (4)店 舗 等 借 入 費： 円 (5)人 件 費： 円 (6)研 究 開 発 費： 円 (7)島外からの事業所移転費： 円 (8)従業員の教育訓練経費： 〇〇〇円	× × ×
	広告宣伝費	□□□		
	機械設備操作講習費	◇◇◇		
	運転資金の合計	× × × ×		
合 計		〇〇〇〇	合 計	● ● ● ●

【金融機関からの外部資金の調達見込みについて】

- ☐ 既に調達済み
- ☒ 補助事業期間中に調達見込みがある
- ☐ 将来的に調達見込みがある
- ☐ 特定有人国境離島地域事業活動支援
利子補給金の利子助成制度を利用(予定)

(千円)

補助金交付希望相当額の手当方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金 調達先：◇◇銀行	◇◇◇◇
調達先：	
その他(調達先：)	

⑧業績評価指標

事業の実施にあたって以下のいずれかの業績評価指標を設定してください。

- ☐ 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
☐ 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
☒ 売上高

⑨事業スケジュール

（申請に係る事業計画が1年間であっても3年間（これを超える場合には5年間）の計画を策定して下さい。）

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	（例） ・ 現在、倉庫として保有している建物を作業場として活用できるよう改修を行うとともに、生産ラインの増設のため●●機械の導入を行う。H30 年〇月倉庫改修完了 H30 年△月 ●●機械導入 ・ H30 年△月 新規雇用従業員の講習受講 ・ H30 年〇月より生産ライン稼働 平成 30 年度中に××トンの増産 ・ H30 年〇月 〇〇百貨店との連携イベント参加による販路拡大
2 年目	（例） ・ 連携イベントの継続参加及び関東圏域での広告宣伝事業の拡大
3 年目	（例） ・ 販路拡大部門の人員を増員し、近畿圏での販路拡大事業を展開
4 年目	
5 年目	

⑩業績評価指標の達成計画

		直近年 [年 月～ 年 月期]	1 年目 [30 年 10 月～ 31 年 3 月期]	2 年目 [31 年 4 月～ 32 年 3 月期]	3 年目 [32 年 4 月～ 33 年 3 月期]	4 年目 [33 年 4 月～ 34 年 3 月期]	5 年目 [34 年 4 月～ 35 年 3 月期]
売上高		千円 □□□	千円 ●□□	千円 △□□	千円 ■□□	千円 ○□□	千円 △□□
営業利益		○●	△▲	□■	●○	▲▲	□□
経常利益		○○	△△	■■	●●	▲▲	□□
人件費		●●	▲▲	○○	●●	△△	□□
減価償却費		■■	□□	△△	●●	▲▲	□□
付加価値額		○○○	▲△△	□■■	●●●	▲▲▲	□□□
設備投資額		○○	△△	■■	●●	▲▲	□□
従業員数		6 人 (うちパート・アルバイト 人)	10 人 (うちパート・アルバイト 3 人)	10 人 (うちパート・アルバイト 3 人)	11 人 (うちパート・アルバイト 3 人)	11 人 (うちパート・アルバイト 3 人)	11 人 (うちパート・アルバイト 3 人)
うち 雇用創 出人数	20 時間 以上	—	3 人 (うちパート・アルバイト 人)	3 人 (うちパート・アルバイト 人)	4 人 (うちパート・アルバイト 人)	4 人 (うちパート・アルバイト 人)	4 人 (うちパート・アルバイト 人)
	20 時間 未満	—	1 人 (うちパート・アルバイト 1 人)	1 人 (うちパート・アルバイト 1 人)	1 人 (うちパート・アルバイト 1 人)	1 人 (うちパート・アルバイト 1 人)	1 人 (うちパート・アルバイト 1 人)

3 当該年度に係る経費明細表

(単位：円)

費 目	補助対象経費		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費	●●●	○○○	※参考となる根拠資料（見積書等）添付 積算根拠、内訳
(2) 改修費	▲▲▲	△△△	※参考となる根拠資料（見積書等）添付 積算根拠、内訳
(3) 広告宣伝費	■ ■ ■	□ □ □	※参考となる根拠資料（見積書等）添付 積算根拠、内訳
(4) 店舗等借入費			※参考となる根拠資料（見積書等）添付 積算根拠、内訳
(5) 人件費	× × ×	× × ×	※参考となる根拠資料（見積書等）添付 積算根拠、内訳
(6) 研究開発費			※参考となる根拠資料（見積書等）添付 積算根拠、内訳
(7) 島外からの事業所移転 費			※参考となる根拠資料（見積書等）添付 積算根拠、内訳
(8) 従業員の教育訓練経費	◆◆◆	◇◇◇	※参考となる根拠資料（見積書等）添付 積算根拠、内訳
合計	●▲●▲	○△○△	

4 他の補助金等の利用状況（該当案件がある場合のみ記載）

< 国の補助金 1 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	平成 年 月

< 都道府県・市町村の補助金 1 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	平成 年 月

< 国の補助金 2 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	平成 年 月

< 都道府県・市町村の補助金 2 >

補助金の名称	
補助率	
補助金額	
交付決定日	平成 年 月

様式第 3 号

五島市雇用機会拡充支援事業収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	内訳
自己資金		
金融機関からの借入金		
親族からの借入金		
本事業の売上金		
市補助金		
その他		
収入計		

(支出の部)

(単位：円)

項目	予算額	内訳
補助対象事業費	設備費	
	改修費	
	広告宣伝費	
	店舗等借入費	
	人件費	
	研究開発費	
	島外からの事業所移転費	
	従業員の教育訓練経費	
補助対象事業費計…①		
補助対象外事業費		
支出計		

〈市補助金申請額〉

(単位：円)

上記補助対象事業費計…①	①と補助対象事業費上限額を比較し小さい方の額…②	市補助金申請額 (②×3/4) …③ ※1,000 円未満の端数は、切り捨て

備考 補助対象事業費の上限額（創業の場合は 600 万円、事業拡大は 1,600 万円、設備投資を伴わない事業拡大は 1,200 万円）

追加様式

※様式第3号における補助対象外事業費の支出内訳記載用(必要に応じて提出ください。)

補助対象外事業費内訳

(単位:円)

項 目		金 額	支 出 内 訳
施設整備費	建設費		
	設備費		
	改修費		
	小 計		
運営費	仕入		
	租税公課		
	荷造運賃		
	水道光熱費		
	旅費交通費		
	通信費		
	広告宣伝費		
	接待交際費		
	損害保険料		
	修繕費		
	消耗品費		
	福利厚生費		
	給与賃金		
	利子割引料		
	地代家賃		
	外注工費		
	研修費		
	給与賃金		
	減価償却費		
	雑費		
	小 計		
合 計			

暴力団等排除に関する誓約書

平成 年 月 日

五島市長

住所（所在）

商号又は名称

代表者職氏名

印

（生年月日 年 月 日）

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

別紙様式 2 (別紙)

役 員 等 名 簿

氏 名	生年月日	住所
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	
	大正 昭和 年 月 日 平成	

五島市雇用機会拡充支援事業実績報告内訳書

1 申請者

ふりがな 氏 名 (代表者氏名)		性別 ☐ 男 ☐ 女	生年月日 (年齢)	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 (歳)
会社名			区分	☐ 1. 法人 ☐ 2. 個人
連絡先住所等	〒 ー		T E L	
			F A X	
			E-mail	

2 事業内容実績

⑨事業スケジュール

実施時期	事業の実績
1 年目	
2 年目	
3 年目	
4 年目	
5 年目	

事業の実績を記載とともに、業績評価指標の達成状況等について記載してください。

⑩業績評価指標の達成実績

	直近年 (年 月~ 年 月期)	1 年目 (年 月~ 年 月期)	2 年目 (年 月~ 年 月期)	3 年目 (年 月~ 年 月期)	4 年目 (年 月~ 年 月期)	5 年目 (年 月~ 年 月期)
売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円
営業利益						
経常利益						
人件費						
減価償却費						
付加価値額						
設備投資額						

従業員数		人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
うち 雇用創 出人数	20 時間 以上	—	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)
	20 時間 未満	—	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)	人 (うちパート・アルバイト 人)

※経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）

3 経費明細表

（単位：円）

費 目	補助対象経費		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費			
(2) 改修費			
(3) 広告宣伝費			
(4) 店舗等借入費			
(5) 人件費			
(6) 研究開発費			
(7) 島外からの事業所移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合計			